

山口県高等学校文化連盟規約

昭和62年4月	1日	制定
平成元年4月	1日	改正
平成2年4月	1日	改正
平成3年4月	1日	改正
平成4年4月	1日	改正
平成6年4月	1日	改正
平成8年4月	1日	改正
平成9年4月	1日	改正
平成15年4月	1日	改正
平成16年4月	1日	改正
平成18年4月	1日	改正
平成20年4月	1日	改正
平成21年4月	1日	改正
平成22年4月	1日	改正
平成23年5月	6日	改正
平成25年5月	10日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、山口県高等学校文化連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局を山口市宮島町6番1号山口中央高等学校に置く。

(目的)

第3条 この連盟は、高等学校における生徒の創造活動の向上充実を図り、文化活動の健全な発展と芸術文化の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 山口県内の高等学校による文化活動行事の開催に関する事業。
- (2) 全国高等学校文化連盟が主催する行事への派遣に関する事業。
- (3) 芸術文化に関する研修会、講習会、鑑賞会、講演会等の開催に関する事業。
- (4) 高等学校等の文化活動に関する調査研究事業。
- (5) 高等学校による文化活動の国際交流に関する事業。
- (6) その他前条の目的の達成に必要な事業。

(組織)

第5条 この連盟は、山口県内の公立及び私立すべての高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下、「高等学校」という。）並びに高等部を設置している特別支援学校をもって組織する。

2 山口県内を七つの地域に分け、地域ごとに連合体を組織することができる。

この場合において、地域の区分は、山口県高等学校校長会の区分と同じものとする。

第6条 この連盟に、次の専門部を置く。

- 2 演劇、器楽・管弦楽、合唱、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワリング、日本音楽、吟詠剣詩舞、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、放送、文芸、自然科学、小倉百人一首かるたの各部門とする。

第2章 役員

(役員)

第7条 この連盟に次の役員を置く。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 若干人 |
| (3) 評議員 | 各加盟校に1人 |
| (4) 支部長 | 7人 |
| (5) 専門部会長 | 16人 |
| (6) 専門部理事長 | 16人 |
| (7) 監事 | 2人 |
| (8) 参与 | 若干人 |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、評議員の互選により選出する。
- (2) 評議員は、加盟校の校長をもって充てる。
- (3) 支部長・専門部会長・専門部理事長は、各地域及び専門部の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (4) 監事及び参与は評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

2 役員の内兼任は妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 評議員は、評議員会に出席し、この連盟の事業について審議する。
- (4) 支部長・専門部会長・専門部理事長は、企画運営委員会を構成し、この連盟の会務を審議し、執行する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 参与は会長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第10条 役員は高等学校等に在職する者とし、その任期は2年とする、ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 この連盟の会議は、次に掲げる通りとし、会長が必要に応じてこれを招集する。

(1) 評議員会

(2) 企画運営委員会

(3) 理事長会

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 会議に出席できない構成員は、代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(評議員会)

第12条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) その他、連盟の運営に係わる重要事項

(企画運営委員会)

第13条 企画運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 評議員から委任された事項

(2) 会務の運営及び執行に関する事項

(3) その他、連盟の運営に係わる軽易な事項

2 企画運営委員会に事業の運営及び執行のために委員会を置くことができる。

3 委員会は、事業を主管する学校長を委員長とし、委員として当該事業担当の教職員若干人及び専門教職員をもってこれに充てる。

4 委員会の委員の任命及び委員会議の招集は、委員長が行うことができる。

(理事長会)

第14条 理事長会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 企画運営委員会から委任された事項

(2) その他各専門部の運営に係わる事項

第4章 会 計

(経 費)

第15条 この連盟の経費は、各高等学校等の加盟費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 この連盟の収支予算は、評議員会の決議により定め、収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を経て次の評議員会でその承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計経理)

第18条 この連盟の会計経理の手続きについては、企画運営委員会の議決を経て、別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 この連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

(運 営)

第20条 事務局の運営に関しては、企画運営委員会の議決を経て、別に定める。

第6章 雑 則

第21条 この連盟の規約の施行について必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。